

議案第2号

令和5年度みなべ町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度みなべ町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ494,182千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,797,836千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年10月30日 提出

みなべ町長 小谷 芳正

第1表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		15,459	1,000	16,459
	2 分担金	0	1,000	1,000
14 国庫支出金		922,361	170,473	1,092,834
	1 国庫負担金	522,709	105,520	628,229
	2 国庫補助金	394,921	64,953	459,874
15 県支出金		575,665	114,895	690,560
	2 県補助金	246,569	114,895	361,464
19 繰越金		607	12,714	13,321
	1 繰越金	607	12,714	13,321
21 町債		584,100	195,100	779,200
	1 町債	584,100	195,100	779,200
歳入合計		8,303,654	494,182	8,797,836

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		2,026,910	2,511	2,029,421
	2 児童福祉費	558,114	2,511	560,625
4 衛生費		606,031	11,464	617,495
	1 保健衛生費	435,628	11,464	447,092
5 農林水産業費		668,162	2,200	670,362
	1 農業費	561,930	2,200	564,130
7 土木費		1,089,777	120,000	1,209,777
	1 道路橋梁費	489,189	120,000	609,189
8 消防費		698,071	6,000	704,071
	1 消防費	698,071	6,000	704,071
10 災害復旧費		2	352,007	352,009
	1 農林水産施設災害復旧費	2	197,807	197,809
	2 公共土木施設災害復旧費	0	154,200	154,200
歳 出	合 計	8,303,654	494,182	8,797,836

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
鶴の湯温泉休養施設指定管理料	令和6年度から 令和7年度まで	千円 30,000
令和5年度生活営農資金利子補給	令和6年度から 令和12年度まで	資金借入に対する利率の うち0.425%以内の額

第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	千円 129,100	証書借入	%以内 5.0	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
緊急自然災害防止対策事業	12,000			

(変更)

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 141,700	証書借入	%以内 5.0	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

起債の目的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 195,700	証書借入	%以内 5.0	同補正前